

平成 23 年 12 月 13 日

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

公正取引委員会は、本日、日本トイザラス株式会社に対して優越的地位の濫用を理由とする排除措置命令および課徴金納付命令を発令する旨の公表を行ないました。

当社はグローバル企業として、事業を展開する全ての国と地域において法令遵守の精神を重視しております。昨年 9 月の公正取引委員会による立入検査以来、当社は同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

当社では、お取引先様とは常に相互に利益を得る良好な関係を構築することで、お客様にご満足いただける商品とサービスをご提供することを鉄則としております。お取引先様にはこれまでのご協力に心より感謝しております。

当社は、日本で事業を開始して以来 20 年余りにわたって、日本市場における事業の成長と雇用の創出に力を注いでまいりました。同時に日本企業が国内で生産した製品を仕入れ、それらを当社の世界の店舗を通じて海外の新たな市場へ送り出すことにも力を尽くしてまいりました。

当社では、優越的地位を有していたという認識は全くなく、また、取引上の地位を意図的に不当に利用するような行為も全くなかったとの認識でおります。

当社は、公正取引委員会による今回の調査を真摯に受け止めており、正式な命令を受けた後、内容を慎重に検討した上で今後の対応を決定する所存でおります。

日本トイザラス株式会社